



ハグイオンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1

コラム

「秘密の小銭缶」をなくしましょう！

このタイトルを読んで「ああ、あれのこと？」と思われた会社は要注意です！

会社またはお店において、現金は少なからず存在し日々動いています。現金商売ならなおさらで、毎日たくさんの現金が出たり入ったりします。日々多くのお金が動いていると、かなり気をつけていても、レジと実際の現金残高が合わなくなることがあるかと思います。

現金を一人しか扱わないならいいのですが、多くの人が交代でレジを打つようになりますと、責任を持って管理を！といっても難しいところがあります。レジは金庫と出入りの記録装置をセットにしたようなものですが、レジを打たずにお金を動かしたり、打った金額と違うお金を動かしていれば、そこでズレが生じます。レジと残高と現金が合わない！そんな時、皆さんはどういう処理をしておられますか？もしかしたら、机の引き出しとか金庫の中に缶があって、そこに若干の小銭が入っていて、そこから出し入れしてレジに現金を合わせる調整をしていたりしませんか？

この「秘密の小銭缶」の存在は、大変便利なようで、実は間違いの原因追求を妨げ、その結果いつまでたっても間違いがなくならないことにつながっている可能性があります。そんな処理を習慣化していると、現金が合わなくても、少額であれば気にならなくなります。原因も追求せずに調整すればいいと、そんな習慣に陥りがちです。現金出納帳またはレジと現金残高が合わない時は、その差額を「現金過不足」で処理することが重要です。現金過不足と処理することで、どれだけ差があったかがわかり、関わる人間が役割と責任を分担したり工夫して、現金過不足をなくす努力をするようになります。

その一方で、秘密の小銭缶もなく、レジと現金残高が常に一致しているとしても、必ずしも問題がないとは言えません。伝票を操作し現金を抜いていたたりしたら、それは必ずしも正しい状態ではありません。不正の余地がありえます。実はそんな異常に気づくに、単に現金出納帳と現金残高が合っていることを確認しているだけでは、不十分です。過去の現金売上の推移やレジの記録（ジャーナル）などもたまには見て、大きな変化がないか確認することも必要です。

現金はとても扱いの厄介なものです。不正の入り込む余地も非常に大きいです。完全に担当任せにせず、複数で担当させたり、抜き打ち確認等含め、十分な対策をご検討ください。





P2



情報

配偶者居住権のあらまし

民法改正により 2020 年 4 月より「配偶者居住権」が創設されます。

配偶者居住権とは配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間無償で配偶者に建物の使用を認める権利のことです。

この制度の創設により遺産分割における選択肢の一つとして、被相続人の遺言等により配偶者に権利を取得させることができます。

この配偶者居住権は相続税の課税対象となり、平成 31 年度税制改正で相続税評価の方法が記載されました。

★評価方法★

配偶者居住権の評価

建物の相続税評価額 × 建物の相続税評価額 × (残存耐用年数 - 残存年数) ÷ 残存耐用年数 × 配偶者居住権の存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

配偶者居住権が設定された建物の評価

建物の相続税評価額 - 配偶者居住権の価額

配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利の評価

土地等の相続税評価額 - 土地等の相続税評価額 × 配偶者居住権の存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

配偶者居住権の対象になっている居住建物の敷地の評価

土地等の相続税評価額 - 敷地の利用に関する権利の価額

【注意点】

- ・この配偶者居住権の設定には登記が必要になります。
- ・配偶者居住権は譲渡できません。
- ・権利を取得した者は生活する上で必要な修繕は独自の判断で行うことができますが、改築及び増築等を行う場合には所有者の承諾が必要となります。

ちなみに、小規模宅地特例の適用関係については特段の記載はないものの、特例の対象となる『土地の上に存する権利（借地権等）』に、この配偶者居住権に基づく敷地利用権も含まれる見込みです。
(記事担当：松浦)

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

☐ 下記へ配信してください。

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX



ハクシオンレター



FAX INFORMATION

Vol.272 2019 / 4 月号

FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



P3

お客様
情報

本覚寺診療所様が移転・開院されます！

弊所のお客様である『本覚寺診療所』様が2019年5月7日(火)に診療所を移転して開院されます。4月29日(月・祝)に院内見学会を行われますので、ご興味のある方はぜひお立ち寄りください。

移転開院 2019年5月7日(火) OPEN

院内見学会 2019年4月29日(月・祝) 午前10:00～午後3:00

「生まれ変わった本覚寺診療所をぜひ見に来てください！」

スタッフ一同お待ちしております」



【診療案内】

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00-12:00	○	○	○	/	○	○	/
16:30-19:00	○	○	○	/	○	/	/

■診療科目：内科・循環器内科

■休診日：木・日・祝日・土曜午後

■訪問診療もご相談ください

TEL : 079-253-2978

院長 北野 貴韻

非常勤医師 北野 裕韻

住所：姫路市花田町加納原田 948 番地の 1

Web : <http://www.honkakuji-clinic.jp>



※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

☐ 今後希望しない

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX